

取調べの可視化に関する法案の参議院法務委員会可決に関する 大阪弁護士会会長声明

本日、取調べ全過程の録画を制度化し、これを欠くときは被告人調書の証拠能力を認めないとする、民主党提出の可視化法案が、検察官が保管する証拠についての標目一覧表の開示を法制化した法案とともに、参議院法務委員会で可決されるに至った。

大阪弁護士会は、21世紀における緊切で最重要の刑事司法改革課題が、取調べ全過程の録画・録音、すなわち、「可視化」であることを既に1990年代から強く唱えてきた。これが今日、日本弁護士連合会の運動となり、また、全国単位弁護士会におかれても取り組まれる運動になっているのであり、このような経緯に鑑みると、国権の最高機関たる国会の参議院法務委員会において、同法案が可決されたことは、取調べ可視化（取調べ全過程の録画）制度実現の大きな前進であり、まことに感慨深いものがあるというべきである。

取調べの可視化（取調べの全過程の録画）は、密室での取調べの弊害を取り除き、昨年発覚した鹿児島志布志事件や富山氷見事件のような「虚偽自白」にもとづく冤罪事件の発生を防止する機能をもつ。さらに、取調べ状況をめぐる不毛な証拠調べや議論をなくし、裁判の長期化を防ぎ、分かりやすい裁判を実現させる。その意味で、本法案の成立は、実施が1年足らずに迫った裁判員制度の施行にとっても、極めて重要なものである。

当会は、与党におかれて、同法案の成立こそが国民の意思であることを銘記され、これを衆議院において可決されるよう切に望むものである。

2008年（平成20年）年6月3日

大阪弁護士会

会 長 上 野 勝